

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成23年12月27日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成24年1月13日

福井県監査委員 辻 岡 俊 三
同 朝 山 美樹雄

第1 請求の概要

1 請求の要旨（原文のまま。ただし、番号については【 】を付し、事実証明書他添付資料は省略した。）

2010年度福井県議会政務調査費の一部返還を求める住民監査請求書

2010年度福井県議会政務調査費の領収書等の写し及び、「支払証明書」を閲覧したところ多くの不正支出に気づいた。貴重な税金が政務調査活動に有効に使われておらず、恣意的に無駄使いされているのではないかという強い疑念を抱かざるを得ない。

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、2010年度福井県議会政務調査費の一部について、福井県への返還を求める措置を講じるよう下記の通り請求する。

記

【1】 自民党県政会が広報費として支出した下記の費用の全額返還を求めること。

- (1) 6月16日に支出されたチラシ印刷代36,000円
- (2) 6月17日に支出された、たすき・看板代68,775円
- (3) 6月30日に支出された新聞等掲載料551,775円
- (4) 7月8日に支出された新聞等掲載料1,030,575円

〈理由〉 上記の支出はすべて募金活動に関する経費であるが、募金活動は政務調査活動にあたらぬ。

【2】 議員が「支払証明書」によって支出した下記旅費の全額返還を求めること。

- (1) 田村康夫議員が「支払証明書」によって支出した旅費592件の全額

〈特記事項〉 特に、4月2、10、29日、5月5、7、11、12、15日、6月2、14、22、23、25日、7月10、11、15、16、26、27、29、30日、8月3、6、12、13、20、30日、9月5、25日、10月1、5、8、9、10、12、18、

19、29、30、31日、11月19、28、29、30日、12月7、8、19、20、21日、1月11、18日、2月1、2、20日、3月6日の行動は、常識的に考えて到底信用することのできないものである。

(2) 東角操議員が「支払証明書」によって支出した旅費408件の全額

〈特記事項〉 4月2日に支出された整理番号「1049-2」までの支出は前年度の活動であって、そもそも2010年度分の政務調査費を充当することができない。

また、7月29、30日、8月22、23日、9月3、4日、10月12、13、14、28日、11月23、24日、12月20、21、22日、1月30、31日、2月1、2、3、5日、3月20、21、22、27、28、29、30、31日支出されている「諸雑費」は、根拠のない支出である。

(3) 仲倉典克議員が「支払証明書」によって支出した旅費202件の全額

〈特記事項〉 県外視察報告には、時間帯と場所の記載がない。文字が乱雑で非常に読みにくい。

(4) 大久保衛議員が「支払証明書」によって支出した旅費160件の全額

〈特記事項〉 個人が書いた県外視察報告は、時間帯が異常に長く場所の記述もあいまいである。

(5) 松田泰典議員が「支払証明書」によって支出した旅費13件の全額

〈特記事項〉 支出のすべてが東京出張であるが、視察報告書の「陳情等目的」はほぼ同一の内容で、到底信用できないものである。

場所は記入されておらず、時間帯も朝の早い時間帯か夕方～夜になっているのは不自然である。

〈返還を求める理由〉

① 「支払証明書」は、あくまで例外規定である

「福井県政務調査費の交付に関する条例」第9条4項は「収支報告書を提出するときは、政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類の写しを添付しなければならない。」と定めている。

これを受けて、「福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程」第5条は、「領収書その他の収支報告書の内容を証する書類は、領収書（領収書と同等とみなすことができる書類を含む。以下「領収書等」という。）または支払証明書（様式第10号。領収書等を徴し難い事情がある場合に限る。）とする。」と定めている。

これらに基づく「政務調査費マニュアル」は、「3 政務調査費にかかる基本原則」として「ア 実費弁償の原則」と「イ 証拠主義の原則」を明示している。

「支払証明書」については、「第3編 政務調査に係る事務処理 IV 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類」において、「社会通念上、領収書等を取得することが困難あるいはできないとき」に認められるものとし、「①自動販売機で購入した切符等、通常は領収書が発行されないもの。②旅費規程に基づき旅費額を算定したもの。③自家用車を使用して活動を行った場合の交通費。」などの場合をあげている。

以上のことから、「支払証明書」は最大限の努力をしてもなお「基本原則」に沿うことのできない場合にのみ許される、例外的な措置と理解すべきものである。

にもかかわらず、例外的な措置を原則であるかのように運用し、多額の旅費に充てたとしている上

記5議員の支出は、到底認められないものである。

② 領収書等を添付しない支出は、例外規定の濫用である

JR等の交通機関を利用して出張や視察を行った場合、領収書を入手することは十分可能であり、入手できなかった場合でも乗車券等のコピーを添付している会派・議員がいる。

また、宿泊費の領収書は、ホテル等に実際に宿泊していれば容易に入手できるものである。

領収書や乗車券等のコピー等を全く添付せず、「支払証明書」への記入だけで支出することは不当であり、例外規定の濫用に他ならない。

この点については、鳥取県監査委員の平成23年6月の「住民監査請求に基づく監査結果報告書」(平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について)を参考にされたい。

③ 安易な「旅費規程」の適用は誤っている

「政務調査マニュアル」は、「V 主な支払い科目の運用基準 1—③旅費額算定上の留意点」において、県外交通費の算定は「旅費規程に基づく算出額または実費」としている。

すでに見たとおり、支出の原則は「実費弁償」であるから、「旅費規程による算出」は、旅費規程を超える金額を支払った場合に適用される、例外的な運用と理解されなければならない。実際、旅費規程の金額を下回る宿泊費を、領収書を添えて支出している議員がいるのである。

本監査請求において旅費の返還を求めた上記の5議員は、領収書や乗車券等のコピーを1枚も添付することなく「旅費規程」によって旅費を支出しているが、「証拠主義」と「実費弁償の原則」に反する安易で誤った運用である。

一般職公務員の職務命令に基づく出張旅費とは異なり、政務調査費を充当する議員の出張や視察は自発的に行われるものであり、最小の費用で最大の効果を上げる努力が払われなければならない。旅費規程の額は、充当可能な「上限額」と考えるべきである。実費とは言えない日当を機械的に支出していることも疑問である。

領収書等を添付することなく、機械的に「旅費規程」の額を支出することは、条例と「政務調査マニュアル」の誤った運用であり、実費との差額が利得となる不正な運用である。

④ 「支払証明書」の記述は、あまりに粗雑で認められない

自動車による出張・視察の場合、領収書の添付が困難であるにしても、距離の如何に関わらず、活動に対する十分な説明が求められるのは言うまでもない。

にもかかわらず、本監査請求において返還を求めたどの議員も、「支払証明書」の記載内容は曖昧模糊としており、政務調査活動の時間帯、視察場所または面会場所、面会相手、活動内容がほとんど記載されていない。中には、通常では考えられない不自然な行動に対する支出や、「諸雑費」という根拠のない支出が見受けられた。

このような支出のあり方は、野放図・身勝手と言うほかなく、正当な支出とは到底認められないものである。

「支払証明書」の書式が、「いつ、どこで、誰と、何を行ったのか」という報告の最低要件を満たしていないことは大きな問題である。

やむを得ず領収書が不要とされている自動車による政務調査活動については、内容と成果について、JR等を利用した場合よりさらに詳細な説明がなければならない。

⑤ 「視察報告書」は、説明責任を果たしていない

遠距離の出張や視察については「視察報告書」が添付されているが、問題はその内容である。

東京出張などでは、時間帯、面会相手、面会場所等の記載が不十分で、政務調査活動の実態が全くわからないものが多い。具体的な活動や成果に関する記述も、読みにくくわかりにくいものが多い。

13回にわたる東京出張の理由が全てほぼ同一という、到底信用できない報告もあった。

ほとんどの「視察報告書」の内容は、「いつ、どこで、誰と、何を行ったのか」という報告の最低要件を満たしておらず、活動の正当性に関する説明責任が果たされていないと言えない。

【3】 上記【2】で指摘した問題点は全ての議員に係るものであり、監査委員として、【2】で返還を求めた議員以外の「支払証明書」について精査するとともに、福井県知事に対し「支払証明書」による支出を抜本的に改善するよう勧告することを求める。

【4】 玉村和夫議員が支出した下記の広報費の返還を求めること。

(1) 8月23日に支出した「味真野地区住民への県政報告会(8月22日開催と思われる)」の茶菓代35,750円、会場使用料9,600円及び、8月27日に支出した機材借上料15,000円の全額

(2) 11月3日に支出された、「越前市宮谷町住民への県政報告会」の会場使用料6,000円全額

(3) 11月11日に支出された「越前市宮谷町住民への県政報告会(11月29日開催と思われる)」の案内状送料8,000円、11月28日に支出された茶代1,396円及び、11月30日に支出された会場使用料6,000円の全額

(4) 11月17日に支出された、「味真野地区菟脇町住民への県政報告会(11月18日開催と思われる)」の茶菓代6,864円全額

(5) 12月29日に支出された県政報告葉書版(3千枚)の葉書代150,000円の半額及び、1月14日に支出された葉書の印刷代34,650円の半額

(6) 1月25日に支出された「越前市・今立郡・南条郡住民への県政報告会(1月16日開催と思われる)」の会場使用料99,118円全額。

〈理由〉 上記(1)は「11月15日付 玉村和夫NEWS」の記事により、(3)(4)(6)は、それぞれの会合の案内文書により、後援会活動であることが明らかである。

上記(5)の内容は後援会活動を含んでおり、按分支出すべきである。

上記(2)は、(3)の会場使用料と重複する支出と考えられる。

【5】 下記土産代の一部返還を求めること。

(1) 鈴木宏治議員が4月24日に支出した土産代14,750円(5件)

(2) 田村康夫議員が7月14日に支出した土産代13,545円(5件)

〈理由〉 鈴木議員が支出した5件の金額は、最低1,700円、最高4,500円である。田村議員の支出は1個2,600円程度と考えられる。

そもそも、土産の必要性は議員の判断によるのであり、すべて自己負担することもできるのだから、1件につき1,000円を超える額は自己負担を求めるべきである。

田村議員の「領収書等添付票」の欄外メモによれば、2件は明らかに相手が公務員であり、それに要した金額については全額返還を求めるべきである。

【6】 請求の有効性

上記【1】、【2】、【4】、【5】の支出には、支出された日から1年以上を経過したものも含まれているが、領収書等の閲覧開始が2011年7月1日であること及び、膨大な枚数の領収書等の精査に相当の期間が必要なことを考慮し、本請求はすべて有効と判断されるべきである。

以上

<添付資料>

- ・事実証明書(2010年度福井県議会政務調査費 収支報告集計表)
- ・請求に係る議員ごとの「支払証明書」等の証拠書類
- ・鳥取県監査委員「平成23年6月 住民監査請求に基づく監査結果報告書」(平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について)

2 請求人

(略)

第2 監査委員の除斥

福井県監査委員 大森 哲男と田中 宏典は、法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

住民監査請求については、法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法もしくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為あるいは違法もしくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときに、監査委員に対し、監査を求め、損害の補填等の必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である旨、規定されている。

本件住民監査請求書に記載されている事項については、公金の支出に係る監査請求と認められることから、平成22年度の福井県議会政務調査費のうち、本件請求事項【1】から【5】に係る支出について監査対象事項とした。ただし、【3】のうち「福井県知事に対し『支払証明書』による支出を抜本的に改善するよう勧告することを求める。」については、福井県議会が独自に策定した「政務調査費マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に対する改善を求めるものであり、福井県の財務会計上の行為または事実ではないため、監査対象外とした。

2 請求人の証拠の提出および陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成23年11月18日に新たな証拠の提出

および陳述の機会を与えた。

(2) 当日は、請求人3名のうち2名が出席し、請求の要旨を陳述した。

3 監査対象機関の監査

監査対象機関（以下「対象機関」という。）を福井県議会事務局とし、関係書類の提出および説明を求めた。

第5 監査の結果

監査結果については、次のとおりである。

1 監査結果

(1) 請求事項【1】(1)(2)(3)(4)について

自民党県政会が広報費として支出したチラシ印刷代他3件を、すべて募金活動に関する経費であり、募金活動は政務調査活動にあたらないと請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や対象機関からの聞き取り等により活動内容を確認した結果、以下のとおり政務調査活動として認めた。

当該活動は、募金を主たる目的としたものではなく、本県ブランド牛である「若狭牛」の子牛の県外入荷分のうち約6割を宮崎県から入荷しているという現状から、本県畜産業の振興にとって当該県での口蹄疫被害は、非常に重要な問題であるとの認識のもと、県民にも共通認識を持ってもらうため、自民党県政会所属のほぼ全議員が自ら街頭に立ち、県民に県内畜産業の現状を直接訴えるとともに、県民の声を広く集約することを目的として行われたものである。

その内容としては、新聞での広告や駅前における募金活動を行い、その中でさまざまな県民の意見・要望等を聴取している。また県議会では会派による代表質問および予算特別委員会、産業常任委員会での言及・議論もなされている。さらに宮崎県での現地調査時においては、本県議会議員と宮崎県議会議長および議員と意見交換も行われている。

こうしたことから、当該募金活動は、これらの活動の一部をなすものであり、全体としては県民に対する広報・啓発と口蹄疫問題への対応のための調査であり、マニュアルにおいて住民からの意見聴取、住民に対して行う広報活動は政務調査活動であると定められていることから政務調査費として認めた。

(2) 請求事項【2】の(1)について

田村康夫議員が「支払証明書」によって支出した旅費592件の全額返還を求め、特に4月2日から3月6日の行動は、常識的に考えて到底信用することのできないものであると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、日に複数回にわたって県内市町を移動しているケースや同じ日に県内と県外で活動しているケースなど様々な活動状況が見受けられたが、そのいずれも政務調査活動であると認めた。ただし、592件のうち2件については、日当の計上誤り等があったことから、当該旅費のうち6,000円については交付対象外支出とした。

(3) 請求事項【2】の(2)について

東角操議員が「支払証明書」によって支出した旅費408件の全額返還を求め、一部は前年度の活動であり、2010年度分の政務調査費を充当することができない。また、「諸雑費」は根拠のない支出であると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、摘示のあった4月2日の支出については、平成21年度の政務調査活動に係るものであり、同年度の収支報告書への計上が確認されたため、6件、53,772円については交付対象外支出とした。

「諸雑費」については、旅費規程において、県外への出張や視察の際に計上が認められている「日当」を「諸雑費」として計上したものであり、政務調査費として認めた。

ただし、408件のうち上記6件の旅費の他26件については、重複計上などがあったことから、当該旅費のうち75,504円については交付対象外支出とした。

(4) 請求事項【2】の(3)について

仲倉典克議員が「支払証明書」によって支出した旅費202件の全額返還を求め、県外視察報告には時間帯と場所の記載がないと請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、202件のうち199件については政務調査費として認めた。ただし、残る3件については、一部重複計上があったことから、当該旅費7,104円については交付対象外支出とした。

(5) 請求事項【2】の(4)について

大久保衛議員が「支払証明書」によって支出した旅費160件の全額返還を求め、個人が書いた県外視察報告は、時間帯が異常に長く場所の記述もあいまいであると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、議員は、各視察調査における全行程の出発時間と到着時間を記載したものと認められたため、そのいずれも政務調査費として認めた。

(6) 請求事項【2】の(5)について

松田泰典議員が「支払証明書」によって支出した旅費13件の全額返還を求め、視察報告書の「陳情等目的」はほぼ同一の内容で、到底信用できない、場所は記入されておらず時間帯も不自然であると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書の確認および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、そのいずれも政務調査費として認めた。

(7) 請求事項【3】について

【2】で返還を求めた議員以外の議員が「支払証明書」によって支出した旅費の精査を請求人が求めていることについて、定期監査において必要な調査を行った結果、日当の計上誤りや重複計上等による誤りがあったことから、支払証明書によって支出した旅費のうち、137件、203,196円については交付対象外支出とした。

(8) 請求事項【4】の(1)について

玉村和夫議員が8月23日および8月27日に支出した県政報告会経費を後援会活動であることが明らかであると請求人が主張していることについて、当該報告会の開催通知および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、後援会が主催する報告会の開催経費として認められた。マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定され

ており、当該報告会の茶菓代他60,350円については交付対象外支出とした。

(9) 請求事項【4】の(2)について

玉村和夫議員が11月3日に支出した県政報告会の会場使用料が、別の日に支出された会場使用料と重複する支出であると請求人が主張していることについて、当該報告会の開催通知および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、それぞれ別の日に開催された県政報告会にかかる支出であることが確認できたことから、政務調査費として認めた。

(10) 請求事項【4】の(3)について

玉村和夫議員が11月11日、28日、30日に支出した県政報告会経費を後援会活動であることが明らかであると請求人が主張していることについて、当該報告会の開催通知および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、後援会が主催する報告会の開催経費であると認められた。マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定されており、当該報告会の案内状送料他15,396円については交付対象外支出とした。

(11) 請求事項【4】の(4)について

玉村和夫議員が11月17日に支出した県政報告会経費を後援会活動であることが明らかであると請求人が主張していることについて、当該報告会の開催通知および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、後援会が主催する報告会の開催経費であると認められた。マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定されており、当該報告会の茶菓代6,864円については交付対象外支出とした。

(12) 請求事項【4】の(5)について

玉村和夫議員が12月29日および1月14日に支出した県政報告会葉書版の経費について、後援会活動を含んでおり、按分支出すべきであると請求人が主張していることについて、当該県政報告会葉書版を確認した結果、後援会主催の新年のつどいの案内が含まれていた。マニュアルにおいて各活動の使用実態に応じた按分をすべきものと規定されており、紙面の割合により政務調査費として8分の7を充当することが相当であると認められたことから、当該報告会の葉書代他の2件、計184,650円のうち8分の1、23,082円については交付対象外支出とした。

(13) 請求事項【4】の(6)について

玉村和夫議員が1月25日に支出した県政報告会経費を後援会活動であることが明らかであると請求人が主張していることについて、当該報告会の開催通知および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、後援会が主催する報告会の開催経費と認められた。マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定されており、当該報告会の会場使用料99,118円については交付対象外支出とした。

(14) 請求事項【5】の(1)について

鈴木宏治議員が支出した当該土産代を、1件につき1,000円を超える額は自己負担を求めべきであると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書の確認および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、当該土産代は、中国エネルギー事情の視察調査における視察先へ県産品を土産として持参したものであり、その額も含めて社会通念上の範囲と認められることから、当該土産代を政務調査費として認めた。

(15) 請求事項【5】の(2)について

田村康夫議員が支出した当該土産代を、2件は明らかに相手が公務員であり、全額返還を求めるべきであると請求人が主張していることについて、政務調査研究活動記録表や視察報告書の確認および対象機関からの聞き取り等により確認した結果、国の行政組織職員に対する土産代であった。視察日当日において視察先の対応者を一定時間拘束したり、事前の準備等で相手方に一定の負担を掛けることなどから、このことに対する謝意を表すために土産を持参するのは、相手方が民間人であるか公務員であるかを問わず、社会通念上、妥当な範囲内において認められることから、当該土産代を政務調査費として認めた。

2 結 論

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、次のとおり勧告する。

平成22年度の福井県議会政務調査費に係る請求について、一部理由があるものと認め、知事に対し、必要な措置を講じることを勧告する。

措置についての期限は、平成24年2月10日とする。

3 意 見

政務調査費の執行については、これまでもマニュアルの厳正な運用を強く求めてきたところであるが、今回の監査結果においても、依然として適切と判断できない支出が認められたことは甚だ遺憾である。

改めて、政務調査費に係る「実費弁償の原則」ならびに「証拠主義の原則」等の基本原則に立ち戻り、全ての支出においてマニュアルを遵守した適切な執行を徹底されたい。

特に、県外政務調査活動の旅費については、領収書等に代えて支払証明書による証明が認められる場合が規定されているため、支払証明書による支出であることをもって直ちに対象外の支出と結論することはできないものの、政務調査費の基本原則に照らして、マニュアルにあるように宿泊費、交通費ともに、領収書の添付による証明が原則であることを、再度、確認されたい。

また、県外政務調査活動にかかる視察調査報告書は、充当した経費の正当性を裏付けるものであるため、活動時間、相手方、場所、内容等について明確に記載されるべきである。

今後とも、常に政務調査費の本旨と基本原則を確認しながら、一層の透明性を確保するとともに、県民に対する説明責任を果たすよう、マニュアルの厳正な運用を重ねて強く要望する。